

各務原浄化センターISO14001

1 認証取得の経緯

岐阜県では、平成2年から実施しているラブ・アースぎふ運動を拡充、強化し、ISO14001の考え方を取り入れた「新ラブ・アースぎふ運動」を平成10年度から実施しています。

各務原浄化センターにおいてもこの運動に連動して、ISO14001を導入し、下水道管理において環境負荷を出来る限り低減し、地球環境の保全に資することを目的として導入を決定しました。

平成11年9月20日に(株)国際規格登録センターにおいて「各務原浄化センター環境マネジメントシステム」がISO14001の規格に適合していることが確認され、登録書が授与されました。

平成23年9月12日に登録証の有効期限が切れるため(財)岐阜県公衆衛生検査センターにより登録審査が行われ、「各務原浄化センター環境マネジメントシステム」は、ISO14001:2004の規格に適合していることが確認され、更新登録されました。

平成25年3月31日に(財)岐阜県公衆衛生検査センターのISO審査認証事業廃止に伴い、平成25年2月8日にISO審査機関を高圧ガス保安協会に変更し、平成26年9月13日に5回目の更新登録を行いました。

(有効期間：平成26年9月13日～平成29年9月12日)

主な経緯

知事が県議会において各務原浄化センターで

ISO14001を取得すると発言・・・・・・・・・・平成10年2月26日

環境マネジメントシステム構築準備・・・・・・・・平成10年度

環境方針を決定・・・・・・・・・・平成11年4月1日

環境マネジメントシステムの試行・・・・・・・・平成11年4月13日

登録審査・・・・(株)国際規格登録センター)・・・・平成11年9月16～17日

登録・・・・・・・・(〃)・・・・平成11年9月20日

1回目更新審査((財)岐阜県公衆衛生検査センター)・・・・平成14年8月30～31日

1回目更新登録(〃)・・・・平成14年9月13日

2回目更新審査(〃)・・・・平成17年7月27・29日

2回目更新登録(〃)・・・・平成17年9月13日

3回目更新審査(〃)・・・・平成20年7月30～13日

3回目更新登録(〃)・・・・平成20年9月13日

4回目更新審査(〃)・・・・平成23年7月19～20日

4回目更新登録(〃)・・・・平成23年9月13日

5回目更新審査(高圧ガス保安協会)・・・・平成26年7月7～8日

5回目更新登録（高圧ガス保安協会）・・・・・・・・平成26年9月13日
登録移管・・・・（国際規格審査登録センター）・・・・・・・・平成27年8月18日

2 取得のねらい

○意識改革

第三者認証機関の認証を受けることにより、環境面で職員の意識改革を図り、地球環境の保全に資する。

○透明性

環境面で国際的に認められたものとして、広く信頼性を確保する。

○効率性

環境システムの導入により、効率的な業務を執行する。

3 各務原浄化センター環境マネジメントシステムの特徴

○8分野の全体的目標を設定

- ・処理水質の維持[BOD] 3mg/l、[SS] 8mg/l、[N] 15mg/l、[P] 1.5mg/l等)
- ・下水道施設建設工事の適正管理
- ・紙資源の有効利用（紙使用量の直近3ヶ年平均値以下への低減等）
- ・処理水の有効利用の促進
- ・下水道汚泥の有効利用の促進（100%リサイクル等）
- ・エネルギーの効率的な使用（電力使用量原単位の対前年度以下の維持等）
- ・緑の保全
- ・下水道の啓発活動

上記目標に対して流域浄水事務所、（公財）岐阜県浄水事業公社の各部門が個別の具体的な実施計画を策定し、手順書等に基づき実施する。

4 各務原浄化センター環境マネジメントシステムの推進体制

I S O組織改正・・・・・・・・平成15年3月17日

総括環境責任者・・・・・・・・岐阜県流域浄水事務所長

環境管理責任者・・・・・・・・（公財）岐阜県浄水事業公社 管理部長
課（係）の責任者・・・・・・・・各課（係）の課長、係長、チーフ

内部環境監査員・・・・・・・・監査毎に環境管理室長が任命